

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令

平成21年 3月 6日内閣府令第2号

改正：令和 2年 3月25日内閣官房令第2号（標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 3月25日	
<p>(表一の項関係)</p> <p>第一条 標準的な官職を定める政令本則の表（以下「表」という。）一の項第二欄第二号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、農林水産技術会議の事務局の筑波産学連携支援センターとする。</p> <p>2 表一の項第二欄第四号の内閣官房令で定める地方支分部局は、経済産業局の支局とする。</p> <p>3 表一の項第二欄第六号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、地方海難審判所の支所とする。</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 郵政民営化推進本部に関する事務等を掌理するもの</p> <p>二 拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務を掌理するもの</p> <p>三 TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、交渉チームを統括するもの</p> <p>四 前号の本部に置かれ、分野別チームを統括するもの</p> <p>五 内閣官房副長官を助け、国土強靱（じん</p>	<p>(表一の項関係)</p> <p>第一条 標準的な官職を定める政令本則の表（以下「表」という。）一の項第二欄第二号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、農林水産技術会議の事務局の筑波産学連携支援センターとする。</p> <p>2 表一の項第二欄第四号の内閣官房令で定める地方支分部局は、経済産業局の支局とする。</p> <p>3 表一の項第二欄第六号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、地方海難審判所の支所とする。</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 郵政民営化推進本部に関する事務等を掌理するもの</p> <p>二 拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務を掌理するもの</p> <p>三 TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、交渉チームを統括するもの</p> <p>四 前号の本部に置かれ、分野別チームを統括するもの</p> <p>五 内閣官房副長官を助け、国土強靱（じん</p>

<p>）化推進本部に関する事務を整理するもの 六 内閣官房副長官を助け、まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を整理するもの 七 特定複合観光施設区域の整備の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理するもの 八 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に向けた諸準備に関する事務を掌理するもの 九 内閣官房に置かれたイノベーション推進室の事務を整理するもの</p>	<p>）化推進本部に関する事務を整理するもの 六 内閣官房副長官を助け、まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を整理するもの 七 特定複合観光施設区域の整備の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理するもの 八 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に向けた諸準備に関する事務を掌理するもの 九 内閣官房に置かれたイノベーション推進室の事務を整理するもの</p>
<p>◆追加◆</p>	<p>十 内閣官房に置かれた新型コロナウイルス感染症対策推進室の事務を掌理するもの</p>
<p>5 表一の項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>	<p>5 表一の項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>
<p>6 表一の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>	<p>6 表一の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p>
<p>7 表一の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、イからホまでに掲げるとおりとする。 イ ロからホまでに掲げる部局又は機関等以外の部局又は機関等（以下「内閣官房令第一条第七項第一号イ機関」という。</p>	<p>7 表一の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、イからホまでに掲げるとおりとする。 イ ロからホまでに掲げる部局又は機関等以外の部局又は機関等（以下「内閣官房</p>

<p>) に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ロ 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ロ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ハ 産業保安監督署に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ニ 沖縄総合事務局の財務出張所、法務局又は地方法務局の支局（統括登記官の置かれていないものに限る。）、税関の支署及び出張所（これらの所掌事務を分掌する課の置かれていないものに限る。ホにおいて同じ。）並びに監視署のうち三段階の職制上の段階の存するもの並びに経済産業局のアルコール事務所（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ニ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ホ 税関の支署及び出張所並びに監視署のうち、ニに掲げるもの以外のもの（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ホ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする</p>	<p>令第一条第七項第一号イ機関」という。) に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ロ 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ロ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ハ 産業保安監督署に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ニ 沖縄総合事務局の財務出張所、法務局又は地方法務局の支局（統括登記官の置かれていないものに限る。）、税関の支署及び出張所（これらの所掌事務を分掌する課の置かれていないものに限る。ホにおいて同じ。）並びに監視署のうち三段階の職制上の段階の存するもの並びに経済産業局のアルコール事務所（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ニ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。 [注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>ホ 税関の支署及び出張所並びに監視署のうち、ニに掲げるもの以外のもの（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ホ機関」という。）に存する職制上の段階及び</p>
---	---

<p>。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>二 表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等のうち、運輸監理部の貨物利用運送事業の発達、改善及び調整等に関する事務をつかさどる部に置かれる内部組織並びに運輸支局の所掌事務を分掌する内部組織に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p>	<p>標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>二 表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等のうち、運輸監理部の貨物利用運送事業の発達、改善及び調整等に関する事務をつかさどる部に置かれる内部組織並びに運輸支局の所掌事務を分掌する内部組織に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月25日 内閣官房 令 第2号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月25日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・三・二五内官令二）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 3月25日 内閣官房 令 第2号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月25日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この内閣官房令は、公布の日から施行する。</p>
